

## 高齢者及び障害者に対する熱中症予防対策について

高齢者支援課  
障害福祉課

原子力発電所の事故により、今年の夏は一層の節電が要請されており熱中症の発症の増加が懸念される。このため、熱中症を発症する危険性が高い高齢者及び障害者を戸別訪問して注意を喚起するなど予防対策を講ずるものである。

## 1 戸別訪問による注意喚起

熱中症を発症する危険性の高い高齢者及び障害者を戸別訪問し、リーフレットを配布して注意を喚起するとともに、熱中症を予防する物品（冷却スカーフ）を配布する。

## (1) 高齢者

	対象者	訪問者
1	地域包括支援センターが把握する熱中症を発症する危険性の高い方 約 210 人	地域包括支援センター職員
2	保健所が把握する難病、精神疾患の疾病を持つ方 約 300 人	保健師
3	要介護 3 以上で単身世帯の方 (上記 1 及び 2 の方を除く。) 約 2,000 人	シルバー人材センターに委託

## (2) 身体障害者及び知的障害者

	対象者	訪問者
1	64 歳以下で要介護 3 以上の単身世帯の方 約 50 人	シルバー人材センターに委託
2	64 歳以下で障害程度区分 4 以上の単身世帯の方 約 50 人	

## 2 関係窓口における注意喚起

戸別訪問の対象となっていない高齢者及び障害者については、福祉総合窓口、地域包括支援センター、障害者施設課でリーフレットを配布して注意を喚起するとともに、次に掲げる方などには冷却スカーフも配布する。

- ① 要介護1以上の高齢者で希望する方
- ② 64歳以下で要介護1以上または障害程度区分1以上の身体障害者及び知的障害者で希望する方

## 3 実施時期

- ① 戸別訪問による注意喚起 7月25日開始（予定）
- ② 関係窓口における注意喚起 実施中  
冷却スカーフの配布は8月5日開始（予定）